



福岡医発第 1188 号 (地)
平成 29 年 8 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算の
届出に係る取扱い通知の一部改正について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスでは、利用者の要支援状態の維持・改善を評価する「事業所評価加算」が設けられておりますが、事業所評価加算の算定要件を満たしているかどうかについては、現在、国保連のシステム上で審査を行う仕様となっております。

これを踏まえ、今般、市区町村行政の事務負担を軽減する観点から、平成 30 年度の加算算定の対象可否の審査より、国保連のシステムで当該事務処理を行うことができるようシステムの改修が行われることとなり、それに伴い介護報酬に関するいわゆる留意事項通知の一部改正が別添のとおり行われた旨、厚生労働省より日本医師会を通じて情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

平成 29 年 7 月 25 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算の
届出に係る取扱い通知の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスでは、利用者の要支援状態の維持・改善を評価する「事業所評価加算」が設けられておりますが、事業所評価加算の算定要件を満たしているかどうかについては、現在、国保連のシステム上で審査を行う仕様となっております。市区町村行政において当該事務が行われている状況になっております。

今般、市区町村行政の事務負担を軽減する観点から、平成 30 年度の加算算定の対象可否の審査より、国保連のシステムで当該事務処理を行うことができるようシステムの改修が行われることとなり、それに伴い、介護報酬に関するいわゆる留意事項通知の一部改正が行われましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部改正について」

(平成 29 年 6 月 28 日 老振発 0628 第 1 号 厚生労働省老健局振興課長通知)



老振発０６２８第１号

平成２９年６月２８日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成１２年３月８日老企第４１号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業所評価加算に関し、平成３０年度の加算算定の対象可否の審査より、国民健康保険団体連合会による実施を可能とするに当たり、事業所が平成３０年度以降の本加算を算定するため、平成２９年１０月１５日までにを行う本加算の届出について、標記通知を別添のとおり改正し、同通知の別紙のうち、変更が生じる別紙１について改正後のものを添付するので、その取扱いについて遺漏なきよう貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いします。

(別添)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日 老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(変更点は下線部)

改正前	改正後
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について
(略) 記 第一 ～ 第五 (略) 第六 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて (略) (1) ～ (2) (略) (3) 体制等状況一覧表の記載要領について 1 ～ 2 (略) 3 通所型サービス (独自) ① ～ ⑨ (略)	(略) 記 第一 ～ 第五 (略) 第六 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて (略) (1) ～ (2) (略) (3) 体制等状況一覧表の記載要領について 1 ～ 2 (略) 3 通所型サービス (独自) ① ～ ⑨ (略) <u>⑩ 「事業所評価加算」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26⑤を準用されたい。</u>

(別紙1-4)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（保険者独自サービス）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										割 引						
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり							1	なし	2	あり		
				特別地域加算	1	なし	2	あり												
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ						
A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員							1	なし	2	あり
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり												
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり												
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり												
				栄養改善体制	1	なし	2	あり												
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり												
				選択的サービス複数実施加算	1	なし	2	あり												
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり												
				サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ								
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ						

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等				
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり
				特別地域加算	1	なし	2	あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当
A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員 3 介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり
				栄養改善体制	1	なし	2	あり
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり
				事業所評価加算【申出】の有無	1	なし	2	あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。